別府市温泉発電等の地域共生を図る条例(仮称)素案に関する パブリックコメントの提出意見(概要)及び意見に対する市の 考え方

1 目的の達成に向けて

意見等の概要	意見に対する市の考え方
本条例の目的達成のため、条例成立以降、	お見込みのとおり、条例の制定後において
導入事業者および別府市民を対象に、条例及	も事業者あるいは市民を対象とする説明会や
び関係法令等の説明が必要であると思いま	学習会の開催を検討しているところでありま
す。	す。

2 用語の定義について

2 用語の定義について	
意見等の概要	意見に対する市の考え方
温泉発電においては、温泉水や蒸気を供給	本条例では、最終的な管理責任者は設備を
する事業者(熱供給事業者)が存在することか	所有する事業者と考えております。よって、
ら、この事業者も「導入事業者」として明文	本条例の手続の中で取り交す誓約書の相手も
化すべきであると思います。	設備所有者と解しております。
	一方、温泉供給事業者には現行の別府市環
	境保全条例により適正な管理を義務付けられ
	ております。
別荘所有者についても、近隣関係者として	事前協議の終了に向けた指示書の交付段階
導入事業者による温泉発電等の導入計画を把	で、ご意見の内容も踏まえた上で、徹底を強
握できるよう、地元説明会の範囲及びその周	く図っていきたいと考えています。
知に関して厳格な指導をお願いします。	

3 市及び導入事業者等の責務について

3	
意見等の概要	意見に対する市の考え方
市の責務に関して「関係法令を遵守するよ	関係法令には自然環境や生活環境の保全を
う」の文言ではなく、目的にも書かれている	図るための条例、つまり別府市環境保全条例
ように、「自然環境や生活環境との調和を図る	も含まれることから、その条例を遵守するこ
ために」と変更して欲しいと思います。	とは自然環境や生活環境を保全するものと解
	しております。
導入事業者等の責務に関して、「近隣関係	この文言は、関係者への説明を導入事業者
者、近隣温泉関係者の理解を得るために必要	の責務として規定したものです。関係者の理
な説明等を積極的に行わなければならない」	解度自体を厳密に問うものではありませんの
という文言があるが、「理解を得る」の基準等	でご理解をお願いします。
はどう考えていますか。	

5-1.2 事前協議の実施及び開始について

5 一1、2 争削協議の夫他及び開始について	
意見等の概要	意見に対する市の考え方
事前協議の実施に関して、「着工する前に事	本条例では、要綱上の工事の定義とは異な
前協議を行うものとします」とあるが、事前	り、設置工事以外の基礎工事も含め工事全般
協議中の着工を避けるため、「着工前に事前協	を指しています。よって、着工前には事前協
議を行い完了させるものとします」という条	議が完了したことが市で確認できているもの
文にできないでしょうか。	と解しています。

仮に、事前協議の途中及び事前協議を行わない状況で設置工事が着工された場合、改善勧告に伴い、事前協議完了の承認まで工事の中止をさせることは可能ですか。

「市の責務」及び「改善勧告や同意の取消、公表等」で対応できるものと考えております。

暴力団関係者との関係が判明した時点で、 市は導入事業者に当該関係者を排除する旨を 通知し、その報告を受ければ(事前協議完了 に向けた)指示書を交付するとしていますが、 民間と同様に、暴力団関係者との関係性を理 由に指示書の交付を拒否するべきだと思いま す。

本条例では、指示書の不交付など、暴力団 関係者の排除に向けた事項を盛り込み、厳格 に対処してまいります。ご意見に関しては、 暴力団関係者が排除されれば不交付事由がな くなりますので指示書の交付となりますが、 当該事案ごとに厳正に対応を図っていきたい と考えております。

5 - 4 地元説明会等について

意見等の概要

「発電施設ごとに当該事業に関する説明を導入事業者自らが行い、」という文言について、 発電施設の所有者ごとに説明会が行われると 考えて良いですか。また、同じ泉源を利用し た複数の発電設備について、所有者と運営主 体が別の企業であれば、それぞれ別個に説明 会を行うという形になりますか。

設備所有者の出席の下での地元説明会の開催に関して、条例の厳格な適用を期待します。

導入事業者の責務と整合を取るため、「意見を把握する」の文言を「理解を得る」と修正できないでしょうか。

導入事業者の定義が「導入しようとする者」 又は「所有権を有する予定の者」となってい るが、この定義であると、どちらか一方が導 入事業者として解釈されるため、両者が地元 説明会に同席するような条文にした方が良い と思います。

蒸気や音の問題が発生する以上、隣接住民 には重大な影響があると考えられますので、 当該住民の同意が必要であると思います。

「地元説明会を必要な回数開催する」とあるが、この回数の判断は導入事業者が行うのではなく、市や近隣関係者が関与して行うべきと考えるので検討願いたい。

意見に対する市の考え方

本条例では、所有者ごとの開催ではなく、 発電施設ごとに地元説明会を開催することを 条文化しています。また、地元説明会の主催 者につきましては、所有者又はその予定者が 主催するものが地元説明会と考えておりま す。

「理解を得る」ことが同意を得ることと同等であるかのような誤解を避けるために、「意見を把握する」とさせていただいております。

本条例では、最終的な管理責任を有する設備の所有者又は予定者を導入事業者とし、当該事業者が主催する説明会を地元説明会と考えますので、これを徹底していきたいと考えております。

本市としましては、同意という規制は、事業者の権利の行使に関して、それに利害を有する者の私的な判断に委ねる規制と考えており、行政側がその領域に踏み込むことは事業者側の財産権の侵害にあたると解しています。

開催回数の指定を行わないのは、説明会の中で近隣関係者側からさらなる開催の要望が上がる場合があると想定されているからであり、事業の内容によっては数回の開催が必要になると解しています。

導入事業者による地元説明会の開催周知について、近隣関係者のスケジュール調整も考慮して、要綱の1週間前から最低でも2週間前以上と期限を変更した方が良いと思います。

導入事業者による地元説明会の開催時期の設定に関わることだと考えますので、ご意見の内容も踏まえ、本条例の運用にあたっては導入事業者側に事業計画の早い段階で周知期間を考慮するよう要請していきたいと考えます。

水利関係者への説明に関して、市の担当部 署から当該水利関係者に対して該当した旨を 伝えるルール化が必要だと思います。 ご意見として承ります。

5-5 周辺環境の影響(予測)調査等について

意見等の概要

意見に対する市の考え方

設備、排水からの蒸気について生活する上で許容範囲を超えるような状態を放置されては困るので何らかの措置が必要だと思います。

現行の別府市環境保全条例で対応できるものと考えております。また、条例においては、 影響(予測)調査の段階で事業者に措置を要請できるものと考えております。

影響(予測)調査の結果について地元説明会等で公表するようにできないでしょうか。

本条例では影響(予測)調査の結果を地元 説明会の場で近隣関係者に説明すべきものと しており、規則に盛り込んでいくこととして おります。

騒音に対しての規制や対策、モニタリングの義務についての記載がないので追加した方が良いと思います。特にモニタリングは信用できる機関や市が責任をもって行って欲しいです。

発電所敷地内からの騒音に関しては、電気 事業法(騒音規制法準拠)及び別府市環境保 全条例で規制及び対策を図っております。ま た、今回の条例でも、騒音防止策の提示を求 めるなど、生活環境の保全に努めているとこ ろです。なお、モニタリングにつきましては ご意見として承ります。

5-7 モニタリングの要請について

意見等の概要

意見に対する市の考え方

既存温泉とは、くみ上げ停止をしているも のも含め、温泉台帳に記載されているもの全 てを指しますか。

既存源泉につきましては、温泉台帳に記載 されているもので廃止届出が出されていない ものと解しております。

-5-8 着工及び完了の届出について

意見等の概要

意見に対する市の考え方

発電設備等の設備工事の完了について、別府市の担当部署による「5-5-(2)発電所からの騒音防止の計画策定」に関係する工事の完了及び防止効果の確認が必要だと思います。

お見込みのとおり、本条例では工事完了後 の現地確認時には騒音防止策もチェック項目 の一つとして認識しているところでありま す。

5-12 設備の廃止について

意見等の概要
発電設備等の撤去及び廃止に関して、廃止
が決まった時点から撤去までの期限を1年以
内と明記して欲しいと思います

意見に対する市の考え方

ご意見として承ります。

7 改善勧告や同意の取消、公表等

<u>,</u> 以自動自(同恋の私用(五弦寸	
意見等の概要	意見に対する市の考え方
罰則に"停止命令"が含まれていない以上、	「市の責務」及び「改善勧告や同意の取消、
業者が対策や指示に従わない場合は、市の責	公表等」で対応できるものと考えております。
任で対策措置を実施してほしいと思います。	

※その他

意見等の概要	意見に対する市の考え方
本条例の施行前に設置完了している発電所	施行前の既設発電所に関しては要綱に基づ
についても、所有者が立ち会っての地元説明	いて要請しています。なお、こうした既設発
会(事後報告)の開催及びモニタリングの実施	電所に対しての本条例の遡及適用は、規模の
を義務付けできないか検討願いたい。	拡大などの変更がない以上は難しいものと考
	えております。
温泉発電等の導入で問題等が発生する前	「温泉資源」の状況に関しては、今後市の
に、「温泉資源」に関して見直しを図る必要が	内部で検討していきます。
あると思います。	
近隣の住民の同意を得るために、温泉発電	ご意見として承ります。
等の導入に伴う影響等を十分説明するととも	
に、条例に従い導入の手続を行うなど、「地域	
の協働」に力を入れていく必要があると思い	
ます。	